

平成15年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社パル  
代表者名 取締役社長 井上英隆  
(コード番号 2726 ジャスダック)  
問合せ先 取締役管理本部長 有光靖治  
(TEL. 06-6227-0308)

### 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は平成15年4月22日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、当社および当社子会社の取締役と従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議致しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、全社挙げての企業価値を上昇させる努力を喚起し、株主様の利益を図ることを目的として、当社および当社子会社の取締役と従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 割当の対象者

当社および当社子会社の取締役と従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的たる株式の数

合計150,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

##### (4) 新株予約権の総数

合計1,500個(新株予約権1個あたりの目的となる株式数100株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、上記(3)と同様の調整を行う。)を上限とする。

##### (5) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (6) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額(以下「払込価額」とする。)は新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会が公表する、当社普通株式の普通取引の最終取引価額の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終取引価額を下回る場合は、新株予約権発行日の最終取引価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る金額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)は、次の算式により、払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込又は処分金額}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

(7) 権利行使期間

平成18年6月1日から平成20年5月31日まで。

(8) 権利行使の条件

権利を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、当社および当社子会社の取締役または従業員たる地位を失った後はこれを行使することができない。また権利を付与された者が権利行使前に死亡した場合は、相続人がこれを行使することができない。ただし、権利を付与された者が、当社および当社子会社を退任または退職した後に引き続き当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。

新株予約権を、第三者に譲渡、質入その他の処分および相続をすることは認めない。

その他の権利行使の条件は取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する契約による。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が、当社および当社子会社の取締役または従業員たる地位を失い、権利を喪失した場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成15年5月21日(水曜日)開催予定の当社第31回定時株主総会において、「当社および当社子会社の取締役と従業員に特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上